

第二十二回国会 参議院外務委員会會議録第九号

(二〇五)

昭和三十年六月十三日(月曜日)午後一時四十二分開会

委員の異動

本日委員須藤五郎君辞任につき、その補欠として羽仁五郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 石黒 忠篤君
理事 小瀧 彬君
羽生 三七君
芥米地義三君

委員

草葉 隆圓君
堀原 茂嘉君
後藤 文夫君
岡田 宗司君
佐多 忠隆君
曾祢 益君
羽仁 五郎君
野村吉三郎君

政府委員

外務政務次官 岡田 直君
外務大臣官房長 島津 久大君
外務省条約局長 下田 武三君
事務局側 常任委員 渡辺 信雄君
会専門員

参考人

東京教育 藤岡 由夫君
大学教授

本日の會議に付した案件
○國際情勢等に関する調査の件
(濃縮ウランの受入れに関する件)

第四部

外務委員会會議録第九号

昭和三十年六月十三日【参議院】

○農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(内閣送付、予備審査)
○国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(石黒忠篤君) それではただいまから外務委員会を開会いたします。

本日は國際情勢等に関する調査の一環として、濃縮ウランの受け入れに關しまして、東京教育大学教授の藤岡由夫君から参考人として御意見を聴取すること前に定めておきました。それを御意見をいたそうと存じます。

議事に入ります前に藤岡教授に對しまして御あいさつを申し上げます。本日は御多忙中のところ御出席をいただきまして、まづもってお礼を申し上げます。

議事の順序は、まず参考人から御意見を開陳していただいて、その後各委員から御質疑のある予定でございます。では、そういう順序で参りたいと存じます。これは、これから藤岡教授の御意見を聴取いたします。

○参考人(藤岡由夫君) 私だいたい御紹介をいただきました藤岡でございます。

す。本日は濃縮ウラン問題につきましても意見を申し上げようということでございしますが、そういうことになりました。動機は、先頃日本學術會議原子力問題委員会から外務大臣あてに要望をいたしました。それでその写しを御参考までに本委員会に、委員長あてに申し上げます。それが動機であるかと存じます。それで主としてこの濃縮ウラン問題について申し上げるつもりであります。この政府に対して要望いたしましたことに限らず、少しくこういうふうになりました。濃縮ウラン問題そのものについて簡単に申し上げます。

非常に最初わかり切ったことを申し上げます。はなはだ失礼かと存じますけれども、順序をいたしまして申し上げます。濃縮ウランの問題が起りましたのは一昨年の暮であつたかと存じます。アイゼンハワーが國際連合總會で演説をいたしました。原子力に關する、後進國のための濃縮ウランを百キログラム提供して、そうして國連に一つの機關、いわゆるプールの作、で、イギリス及びソ連もそれにある程度の提供をすることを勧誘いたしました。その國際機關から各國に対して濃縮ウランを貸すという、そういうプール、または銀行といわれまして、そういう機關の設置を提議いたしました。そして百キログラム提供する用意があるということを申しました。これに對しましてイギリスは間もなくこれに應じて二十キログラム提供

するということを申ししたのであります。ソ連はこれに應ぜず、そのままその案は全然立ち消えになってしまつたのではないようでありますけれども、はつきりした実を結ばず今日に至つております。もつともそのプールの性格というものが大へん途中からまた變りまして、最初はそのプールが獨立の機關として各國に提供をするという案のようでありましたが、のちにプールは手形交換所のような役割をする。結局國と國との間の協定で取り引きは行われる、そういうことになつてゐるようであります。ところがそれが進まないで昨年アメリカは獨立に、その國連の機關の問題とは別に、直接自由諸國に濃縮ウランを提供するということを申しまして、そうしてことしの一月から各國に向いて、そういう申し入れがはじまつたようであります。日本に對してもそういう非公式の申し入れがありました。それがこの一月でありまして、現在現実に日本として問題に取り上げられましたのは三月の末から問題になつて来たようであります。

この濃縮ウランは何かということでございますが、御承知のようにウランウーム——ウラン、ウランは原子力、原子エネルギーを出します。非常に大きなエネルギーを出します。いわば普通の燃料にたとえられておりますけれども、非常に大きなエネルギーを出す原料である。とえられるのであります。すけれども、ウランの中に同位元素と申しまして少しく重い二三五と、それ

から少しく軽い二三八、これが約百四十分の一の割合で、百四十対一の割合でまじつております。で、一方の二三五は非常に燃えるのであります。あとの二三八の方はなかなか燃えないのであります。そのままだでは燃料にならない。いわば石ころ百四十粒と石炭一粒とがまじつたような形になつてゐるのが普通のウランの元素の構成であります。それでその石ころの方を取り出して、成るべく石炭の方に割合を多くする、そういうふうにした。濃縮ウラン、化学的にも外見上も普通のウランと何ら變りはないのであります。ただ僅かに目方が輕くなつてゐる、そういうものと云つてよいと存じます。これを一〇〇%濃縮いたしました。二三五だけにすれば非常によく燃えます。これは原子爆彈の材料になりますけれども、そこに行きますまでの二%ないし二〇%ぐらいまで濃縮したものを、これを提供するということをおわけであります。

で、これを受けるとそれが原子爆彈になるのではない、つまり濃縮の度を進めれば原子爆彈の材料になるわけである、そういうことは條約上、協定としても最も嚴重に禁止されておることであり、非常なこれは設備と金とがかかります。また六キログラムぐらゐを純粹にいたしました。到底原子爆彈一個の分量にもなりませんし、そういう心配は先ずないと思ふのであります。

す。アメリカは現在のところ、そういうふうな濃縮ウランを非常に多量に作って貯蔵しているものと考えます。原子炉は、すなわちウランを燃やしための炉のようなものでありますけれども、それもアメリカでは、本来の天然ウランを使うやり方を近ごろではほとんどとりませんで、新しく作るのはいずれも濃縮ウランから出発する、おそらく将来も発電等に行います場合には、濃縮ウランをある程度使うことをやることと考えられます。

ところが、原子発電ということに至る道といたしましては、濃縮ウランを使うことだけが唯一の方法であるかと申しますと、そうではないと考えるのであります。現在ヨーロッパ諸国では、天然ウランから始めて、だんだん大きな天然ウランを用いて、小さな原子炉から始めて、だんだんと大きな原子炉を作つて参りまして、フランスなどがその典型的な道をたどつております。濃縮ウランを作るといふことはいたしません。ただ原子炉を作つて参りますといふと、大きな原子炉では、石ころがまた燃える石炭になる、すなわち、プルトニウムに変わるといふことが起ります。二三八のウランがプルトニウムに変わる、そのプルトニウムがまた燃えます、これがまた非常によい原子燃料でございます。で、プルトニウムを中心にして原子爆弾を作ることももちろんできます。ところが将来もし原子発電というようにことが行なわれるといたしますと、現にその計画は相当進んでおりますけれども、濃縮ウランをもとにするか、プルトニウムをもとにするか、いずれにせよ濃縮ウランまたはプルトニウムを使つておつただけ

では、濃縮ウランも一〇〇%のといふのであります。それがかりに使つておつたのでは、それを作りますのに非常な金と電力がかかる。そのあとのものを燃料としておつたのでは、なかなかウランの経済という点において成り立たないと考えられるのであります。そこで将来は増殖型と申します炉は今研究されておりますけれども、プルトニウムを使うかあるいは濃縮ウランの濃縮濃度のものを使ひまして、そうして普通のウランかまたはトリウム、そういう普通では燃料にならないものまでも燃料として使う、そういうふうに進まなければならぬというのが大體の学界の見通しだと思ひます。い

わばそこへ参りますまでの道といたしまして、プルトニウムを使つていく方法と濃縮ウランを使つていく方法と二つあるわけでありまして、アメリカは目下濃縮ウランの製作といふことに非常な力を入れておるのであります。それでこの濃縮ウランを各国に提供いたしまして、それにはただ普通の商品として提供することはできないのであります。つまり核分裂性物質、これは原子爆弾に非常に関係のあるものでありますので、アメリカの原子力法の定めるところによつて、各国との間に協定を作つて、そうしてそれを提供することである。この一月から各国との交渉が始まつてゐるわけでありまして、ところでアメリカはそれに対する返事をなるべく早くしてほしい、そして六月までに協定を結ぶようにしたいといふことを申しまして、現にトルコを初め、十数カ国がその協定をすでに結び、または近く結ぶという状態にあるといふことは、新聞に報ぜられて

いるところだと存じます。何ゆゑにアメリカがそういうふうな急いで協定を各国と結ぼうとしてゐるか、そういうことの理由を幾つか致してみたいと思ひます。アメリカが六月の一日までに協定を結びたいといふことを申して参りました一番表面的な大きな理由は、アメリカの議会は六月一ぱいに終り、そうしてこの協定を結ばしてアメリカの議院に提出をいたします。それで一月の間に、特に問題が起らないければ発効する、そういう仕組みになつておるものであります。そういう意味で本年のたゞいまの議院に間に合うために六月一日までに協定を結びたい、これが一番表面の理由はつきりした理由であります。でありますけれども、私も私どもも考察いたしますと、もちろんそれはアメリカとしての立場上いろいろの理由があると思ひます。これをどういうためであるかといふことに簡単に割り切つてしまふことはできませんけれども、いろいろの理由が考えられますが、その一つ、二つをあけてみたいと存じます。

第一は、アメリカ自身の原子力問題を将来どう取り扱うかといふ問題であります。これは私の意見と申しますよりも、先ごろ調査団として方々いろいろの各方面の人に会ひましたけれども、ほとんどアメリカの有識者、学者の一致した見解でありますけれども、アメリカは原子力問題に非常な投資をして参りました。おそらく昨年度までには百五十億ドル以上の投資をして参りました。そして多くの人の意見では、原子爆弾の貯蔵量といふものは相当に飽和の状態に近づきつつある。ことに原子爆弾につきましては、近く軍

縮協定を結ぶといふこととにかく努力が払われております。幸いにして軍縮協定が結ばれるといふことになれば、ますます原子爆弾、濃縮ウラン、そういう材料の貯蔵といふものがだんだん余つてくることになりまして、アメリカ自身はそれだけの大きな投資を今日までいたしましたといふと、その多くの資本並びに施設、そういうふうなものをどうしても平和産業に転用しなければならぬ。その平和産業に転用するといふことのひとつといたしまして、アイソトープの工業的利用、工業的な利用に限りません。医療用あるいは生物學上いろいろのことに利用するといふことに目下非常な努力が払われまして、その利用がはかられております。これは一つの原子力の平和的利用であります。

もう一つは動力としての利用であります。この動力としての利用は、アメリカでは現在のところ潜水艦に先ず用ひまして、これはすでにノーチラス号が進水して好成績をあげてゐるといふことを聞いておりますが、これは一つの利用であります。しかももちろん潜水艦といふような利用の仕方は、あまりコストの点、経済的に引き合ふかどうか、そういうことは考へていないに違ひないのであります。将来商船といふような問題になるとまた話は違ひますが、その商船よりも先に今考へられておりますのは発電としての利用であります。この発電としての利用は、アメリカが最も進んでゐるとは考えられませんが、それはすでに新聞の報ずるところによれば、ソ連に五千キロの発電所が完成して動いてゐるようでありますし、イギリスは明年五万キロの発

電所を作り、さらに一九六六年までに百五十万ないし二百万キロの原子力発電をするといふことを発表いたしました。イギリスその他ヨーロッパの諸国は、それぞれ将来のエネルギー資源問題といふことに非常な関心をもちまして、国として、イギリスといふ国全体として、あつてそういう発電の計画を進めております。それがまたイギリスの発電が進んでゐるゆゑんであります。ところが、アメリカは多少事情が違ひまして、まだ将来のエネルギー資源といふことについて、ヨーロッパ諸国ほど痛痒を感じてゐないのであります。むしろ石炭、石油、そういうふうなものに非常に豊富である。しかし先ほど申しましたように平和産業に転用しなければならぬといふれば、発電所といふのはやはり一つの進むべき道であります。現在ビツバグでウエスティング・ハウスが受持つ建設中の原子力発電所、これはデューク・ポイント・コンパニーと申します電力会社の新しい発電所でありまして、その発電所の中の一部で、二十万キロの発電施設の中に六万キロの原子力発電所を作ろうといたしておりますが、これが二十七、八年頃完成するといわれております。アメリカとしては最初の発電所でありまして、ところがその発電ができることといたしまして、アメリカ、殊にビツバグ附近は非常に石炭の安いところでありまして、果してこれが経済的に引き合ふかどうかといふことはまだまだ疑問がいろいろござい

ます。あるいは経済的にはまだ引き合ひないのではないかといふ問題がございす。しかしながらこれはアメリカとしてはほんの最初の試みでありまし

そういうわけで将来発電 　　そういう
方に向けて、原子力の研究をそちらの
方に向けていくことに非常に大
きな努力が払われようとしております
が、しかしただいま申しましたよう
に、コストの点から申しますとアメリ
カ国内ではまだまだ石炭や石油に立
打ちできるまでに至っていないのであ
ります。でありますけれども、他の国

それからまた政治的な見方をいたしますと、今日平和攻勢といわれる、これはまあ私どもしろうとはあまりこのような席で申すことははばかるべきでありましょうし、私どもは何にも知らないのですが、しかしとににかかわらず平和攻勢ということが言われ、ソ連がすでに東欧圏の内部で幾つかの国に原子力の技術を伝えたとということが、むしろそれによって、むしろそれらに対応する西欧圏内においてなるべく多くの国に原子力の手を打っておきたいということはあると思うのであります。それからこの夏ジュネーブ会議といたのがございます。これは国際連合が主催で行われます科学者会議でありまして、国際連合は一方においては軍縮問題を取り扱いますが、同時に原子力の平和的利用の問題を取り扱っております。その科学者が集りまして、話し合うことによってお互いの理解を深め、そして提携して進めていくという趣意であります。このジュネーブ会議にはアメリカもイギリスも、ソ連

うよわがりますので、これを一つの
あるエポックのように現在考えるので
あります。そのジュネーブ会議の前に
なるべく多くの国と手を結びたいと、
そういう意味もあるのであります。こ
ういう見解は、これは非常に客観的に
アメリカ側の立場というものを推測し
ての問題でございます。日本はやはり
日本の立場というものがございます。
そこで私は日本側でこの問題がどうい
うふうにこれだけ取り扱われてきたか
ということについてまず日本側の進捗
の状況について次にお話申し上げよう
と存じます。

昨年原子力の問題が日本で始まり、
国会で原子炉予算が協賛されました、
初めて日本としては原子力問題に足を
踏み入れたわけでありまして、日本
でその原子力問題の方針をきめます最
高の審議会という意味におきまして原
子力利用準備調査会が閣議決定により
ましてできましたことは御承知の通り
だと存じます。これは当時の緒方副総
理が会長であり、関係閣僚若干名、そ

係のあります官庁の局長クラスの方が専門員として、そういう官庁側代表並びに民間の専門員によって構成されております。これがたびたび開きまして、そして原子力に関する根本問題を議論しつつあったのであります。で、この総合部会は実は昨年の十二月から、こゝしの三月頃まであまり開かれませんでした。それは昨年原子力の利用に關しまする海外調査団を派遣することに なりまして、これが昨年の十二月の末に日本を出発、三月の二十五日に帰國いたしました。私その一員として選ばれて、推されて調査団長として約三カ月にわたりまして旅行をして来たわけでありました。で、その調査団がいずれ報告をするであらう、外国の様子を見てくるであらうということで、総合部会もその帰のを待っていたわけなんでありました。そこで戻りまして細かい技術的な各国の状況などの報告はすでにでき上っておりますけれども、まだその字句の修正、印刷の準備等のために

これで申したことは一つは態勢です。日本の今後の原子力開発に對する態勢を統轄機関と実施機関とに分けて早く整えることが肝要であるということが私どもとしては非常に重要な点なんでしょうが、同時に原子炉を作るにはどういうふうな方法でやって行くかというところについての意見を述べておきます。これは日本はやはり日本独自の案を持たなければならぬと思います。外国ではすでに原子力の研究は非常に進んでおります。そうしてやがて原子力発電が行われるようになるのでありまして、日本で今外国がそういう研究を進めました方法を、途をそのままあとを追うようなことをいたしてありますれば非常に時間がかかり、金もかかります。そのうちに外国でできまして発電装置というふうなもの、そういうプラントを日本に売りにくることは必然でありますし、また日本側でそれを買うということは、これまた必然であります。先ほど申しましたようにア

メリカは原子力利用の事業を一つの輸出産業として今後取り扱うのは必然であります。また日本としては当然それを買おうというところがあると思ひます。でありますけれども、ただそれを買っておるだけでは、永久に日本は技術的に独立し得ない、よく買つてそれでそれを研究するのはいかぬといふことが言われるのでありますけれども、こういう問題は資源の問題その他非常にむずかしい問題でありまして、普通のただ機械を買ふというだけの問題とはちよつと違ふと思ひます。たとえば濃縮ウランを使うという方式で、アメリカが自分の方の産業に都合のいいような方式を作りまして、それを順次買つてくる、それをただ黙って買つておるようなならば、それはすべてアメリカの便宜のために將來きめられるわけであります。日本にもおそろくウランが多少はあります。今後の探査によつてもっとたくさん出てくるかも知れません。そうしますと、日本として考えます場合には、日本の天然ウランをどのように利用するか。それから日本の技術、すべての機械をアメリカから買ふだけでは日本の技術は進歩しないのであります。どういふ点が日本にできるか、どういふ点が今日日本ではできないか、日本の技術というものも考えなければいけない、経済ということもむろん考えなければいけない。で日本のそういう資源、経済、技術、そういうことを考えますといふと、日本として今後の原子力開発に対してどういふ方針で進むべきかといふことの一つの日本独自の案、これを十分に検討する必要があると考へるのであります。そういうことを研究いたし

まして、私もいたしましては日本としてある程度大きな將來のいろいろな技術の進歩の基礎になるような原子炉を一つ作りたい。天然ウランと重水とをもつた一つの原子炉を作りたい、これを第一号炉と私も報告書と呼んでおりますが、そういうものを作りたい。それはとにかく今後のそれだけでもつてすぐに発電の研究をすることはどういふべきかと思ひますけれども、とにかく技術の進歩、そうして日本でかりに外国から発電の装置を買ふといふにしても、その基礎になる技術の研究、その基礎になる技術を持つ、日本に批判力がなかつたならば、とうてい独自のものとしてこなし得ない、そういう意味において一つの日本のある技術研究の基礎になるようなものをぜひ作りたいといふことを強く主張いたしております。それと共に今濃縮ウランの問題が起つておりますけれども、その濃縮ウランは實際使ふのには非常に便利であります。そうして今アメリカからすすめておられます濃縮ウランというものはごく初歩的なものであります、これにはおそろく何ら秘密が伴つていない、これは私も確信しております、今日に至つても依然として確信いたしております。でありますから、そういうものを補助としてこれを受け入れることはちつとも差つかえない、おそろくあまり差しさもない条件、よく學術會議の三原則といふことを申し上げますが、私どもの見解ではそれに抵触しない条件においてこれを受け入れることができるだらうと考へます。そういう補助的な意味において濃縮ウランを受け入れてもいいのではないかと。ただしおまな点は日本

独自の案を持つ、そういうことではあります。そういうようなことを総合部会にも報告いたしました。で、総合部会ではいろいろその調査が行われましたが、まず外務省といたしましてはどういふ条件が協定について出てくるであらうかといふことをできるだけ材料を集められたのであります。そうしてトルコとの協定になります前の状況であります、その状況に、外国と、第三国とアメリカとの間に結ばれます協定がどういふふうなものであるかといふことについていろいろ調査をされました、もちろん完全な材料はまだ入っておりません。しかし大体かういふふうなものであるらしいといふことの報告がありまして、そうして総合部会といたしまして、そういう濃縮ウラン受け入れの交渉を始めることは差つかえないかろうといふことの見解が非常に強く出ましたのが五月十六日でございます。この日は総合部会として決議をしたわけではございません。少数意見も何人も、みな個人の意見をそのまま述べるといふことにはいたしました、これに対して今濃縮ウランの受け入れ交渉を始めるよりも、日本の国内の態勢をまず整えるべきである、そうして国内の態勢を整えることをまず先にすべきであつて、しかる後に濃縮ウランの問題に進むがよろしい、こういう意見が一部にございます。しかしながら語勢の情勢を考へますと、日本でも非常にその濃縮ウランを受け入れるべきであるといふ声が非常に高くなつておりますし、いろいろの事情を考へまして、やはりある程度早く進むといふことも必要であるので、濃縮ウランの

受け入れの交渉を始めることと、それから国内態勢を整えるといふことを同時にスタートするがよろう、そういう意見が大多数でありました。これが五月十九日の原子力利用準備調査会の本會議に報告されました。で、本會議ではアメリカから濃縮ウラン並びに必要な技術を受け入れるといふことを目標にして、その交渉を開始するといふことと、それからそのため日本として原子力開発のために必要な態勢を早急に整える、そういうことを決議したのであります。で、二十日の閣議に、これも大体濃縮ウランの交渉を始めるといふ趣旨のことが決定された由でありまして、そこで日米交渉が始まつたことと存じます。

ただ私はここではつきり申し上げておきたいことは、それは交渉を始めることを総合部会で申ししたのであります、それが至急、その当時といたしましては六月一日が大体期限のようになつておりましたので、それに間に合ふように交渉ができることは、多くの人は考へていなかったものであります。私自身は無論考へていなかったものであります。交渉が開始されると思つておりません。二十八日にまた総合部会を開かれまして、このときは外務省側からは専門委員の御出席はなかつた。代理の方の御出席がありましたけれども、すでに訓令も送られ、交渉も開始され、そうしておそろく六月十五日ごろまでに妥結されるであらう、おそろくアメリカの議會も半月ぐらひは延びるだらうから、今度の場合に間に合うだらうといふ意味の御報告がありました。私は委員の一人として、これに關してさらに詳しい情報で、そういう条件であるとか、そういうような情報でありま

して、諮問に応じ、または勧告をする機関でございまして、これはスタッフを通じまして、そして學術會議会長から總理大臣あてに申入れるのが正常であります。それにはしかし總會の決議を要し、またスタッフの總會は一月に一回開かれるのでありまして、緊急を要する場合に、そういうことは間に合わないであります。ただそういう場合には學術會議の中の、あるいは部長でありますとか、あるいは委員長でありますとか、あるいは委員長のから、会長のご了解を得まして、直接私見を伝える、そういうことが従来の慣例として行われております。その慣例によつたわけで、總會ないし連署審議會といたしましては、これに對して、後に事後承諾を求めるわけでありまして、それで申し入れをいたしましたことの内容を申し上げます、第一に非常に重要だと考えましたことは、これを外務省……ちよつと諒んでみますと、「交渉の基本的方針について、原子力準備調査會總會の意見を十分に徴され、かつ、國民に事態をできるだけ理解させるよう努力されることを希望いたします」……こういうふうに申しております。これは御承知のように、原子力問題は、今日非常に一般の関心が深い問題でございまして、これはできるだけ國民に理解された形においてそのことをはかつて、進めていただきたいと存するのであります。國民に理解させるということはどういうことかと申せば、むしろ直接は、第一はこれは國會尊重であります。でありますけれども、この學者、実業界、そういうふうなもの意見を原子力問題に反映させて、そしてその方針をきめますため

に、原子力利用準備調査會というものが公けにできてゐるわけでありまして。これは閣議決定でできたものではありますけれども、昨年以來そういう機関がちゃんとあります以上、これにお諮り下することが、一番つまり國民の世論を徵するということの一つの行き方かと思ふのであります。でそういう機関を無視されることなく、意見を徵され、會議を開くということが、しかし非常に緊急を要する場合に、そう主張できるものでもないと思ひますので、そこで「意見を徵される」という言葉を使ひましたのでありますが、そういうことを申し入れたのであります。これは実は今、ただいま申しましたようないきさつがございまして、これを非常に重大なことにして取り上げたのでございまして、その後この政府の取扱いによりまして、この点については私どもはすでに満足してゐると言つてよろしいと存じます。

そこで學術會議のこういうこまかい条項については、一々のことをかれこれ非常にこまかいことはまあ言わないといふのが大體の趣旨でございまして、けれども、大體具体的な点が、大きな点だと思ひます。二つの点を特に留意されることを望みますというのを申し上げておきました。

一つは「交渉にあつたては、妥結を急ぐことなく、内外の情勢、将来の見通しを十分把握しつつこれを進めるべきであり、少くとも、世界諸國の原子力研究開発の状況が発表される今夏の「原子力の平和的利用のための國際科學會議」の結果を見定めることが望ましいと考へます」ということを言つております。これはやはりこのことにつきましては、先ほどの説明で、もう特別につけ加へる必要はないと考へますけれども、とにかく日本としては原子力の研究を始めるというところは急がなければならぬとせん。世界諸國の情勢を見ますに、ことに日本の将来のエネルギー需給の問題、十年、十五年後の先に日本のエネルギー供給がどうであるか、そのときの需要はどうであるか、そういうことを考へますと、日本は原子力研究を早く始めなければならぬとせん。しかしながら、その早くというのにも、そういう長期的の意味の早く、短期的の意味の早くが違ふのであります。十年、十五年ということを目標にいたしますならば、早く、ここの一年の間にぜひ始めることを考へる、そういう意味では非常に早くになります。しかし、ここの一月を急ぐか二月を急ぐか、そういう意味で申すならば、さういふ意味で急いで将来に禍根を残すことがあつてはならない。今日日本ではその原子力問題を將來どういふふうに取り扱いますかという本當の方針をきめていきますやうな責任をもつてやる態勢がまだできていないと私どもは考へます。現在あります原子力利用準備調査會は、これは審議機關でありまして、審議機關といふものは本當の責任を持つ機関ではないのであります。それでこの原子力問題といふのは全く新しい問題で、各方面に非常に大きな影響を持つ問題でありまして、発電のことばかり、技術のことばかりじゃないのです。いろいろの方面に非常に大きな影響を持つ問題であり、しかも一歩あやまれば、原子爆弾というやうな危険を持つものなのであります。これにつ

いてはどういふやうな態勢でいくがよろしいか、各國とも原子力の統括機關といふものに非常な注意が払われております。そういうやうな意味でぜひ統括機關を作る。また實際やるにどういふ所でやるのがよろしいかといふこともなかなか大切な問題であると思ひますが、とにかくそれがまだ何にもきまつていないのであります。仮に今日濃縮ウランを持てましたところ、誰がどこでどうするかといふことも何にもきまつていない。そういう意味で一月、二月を争う必要はないのであります。先ほど申しましたやうな理由があると思ひます。しかし日本としてはこれをそんなに急ぐ理由はないのであります。この夏のジュネーヴ會議でいろいろの知識が得られますならば、そのあとまで待つて差しつかえないと思ひます。もつともこの協定は、今はただ一般的な、受け入れるかどうかという協定の技術的な面は後に残す、そういう方針のやうであります。まあこの点はとにかく八月よりも早くてはいけないとか、遅くなければいけないとかいふやうなこと、それに非常にとらわれるわけではありませんけれども、とにかく急いでやるということがこのために起す損害といふことがないやうにしてほしいといふことなんであります。

それからもう一つ申しておりますことは、協定の内容は、濃縮ウランの受け入れに直接關係する事項にとどめるべきであり、將來にわたる拘束を含むやうな事項及び今後の日本の原子力開発方針をあらかじめ規制するやうな事項は、これを避けるのが適當であると考へます。これは非常に抽象的な言い方に私どももいたしてはとどめておりますけれども、すくなく皆様に御氣づきになると思ふのは、トルコ協定の第九條、將來原子力の問題について互いに相談をして、ことに発電について協力をするということが望ましい、そういうホープ・アンド・エクスプレクテーションであるといふことを言つておることなのであります。この条項につきましてかなりいろいろの意見が出ております。これはいわば將來のひもである、今の原子力問題、今の濃縮ウランの問題でなく、將來のことのこれは約束をしておるのであるといふ、そういうひもであるといふ意見が相當にございまして、しかしながらこれは法律的にいえば何ら拘束ではない、そういう意見もございまして、それからまた、こういう条項はぜひあつた方がよろしいんだ、日本が今単に濃縮ウランを受け入れるばかりでなく、將來発電の問題について知識を得るために、こういう条項があるのは望ましいのだ、むしろこれが積極的に望ましい、そういういろいろの意見があるように思ひます。で、私どもはこれも學術會議の委員會におきましてぜひ論じましたが、第三の、ぜひこれがある方が望ましいのだといふことは、學者また學者以外の方でもあまりそういう意見は多くないと思ひます。と申しますのは、どうせ、先ほどからよく申しますやうに、將來原子力はアメリカの大きな輸出産業といたしましてどんどん出て来るし、また日本では必ずこれを買おうといふことになりまして、これは普通の商品と同じであります、そういう輸出入の話といふのは當然起つてくることで

あります。そのときにもし協定が必要ならばそういうことが幾らでも行われるわけなんです。この条項を置くことによって、もっとあらかじめ特別に有利な情報を得られるというふうな考えられる方があるようでありますが、それはどうもそういうふうには思えないのであります。と申しますのは、発電まで進みますと、現在のところそこになり多くの機密問題があります。機密にわたるような情報があるとえこういう協定があったからといって提供せられるという事は、これはあり得ないのであります。機密の内容を持つものを知らしめるには、さらに厳格なる協定を結ぶことが必要であります。そうでないとすれば、機密のこの情報は別にないといふれば、あとはただ普通学術雑誌に発表されること、あるいはカタログその他報告のようなものなら、これは別にこういふ協定があるとなかろうと、商取引の問題としても十分に行われるものであります。特にこういふものを必要とするという事はそれほど考へないであります。そうしますとこの第九条のようなものは何ら法律的に無害であるというふうな意見の方もありますけれども、これを非常にシリアスに考えまして、こういふふうなことがありまして、将来どうしても、まず将来ぜひお互いによろしくお願ひしますというのを強く言っておきますと、どうしてもそれに引かれます。日本として独自の研究、また外国から入る場合におきまして、どこかの国から入るか、あるいはイギリスの技術の方が便利の場合もありますし、フランス、スイス等の技術が便利の場合もあります。現にはかの問題に

ついてはそういうことがありますが、これを一つの国と、アメリカとあまり強く結ばれたために、日本独自の考えで進むこととなく何らかの遠慮というものが出てくる。そういう意味でどうもこれはない方がよろしい、非常にこれは強ひものであるという方もあるし、またこれはない方がいい、そういう意見が相当あるのであります。そうであるならば、特にぜひこれが必要だといふことがそれほど強くないならば、日本としてはなるべく日本人の多くの方が納得できるように形をとることが望ましい、法律的にこれはあつても差しかないという御意見の方もありますけれども、しからばこれがぜひ必要かといふと、そういう法律的に無害だといふ方も別にこれは必要だといふわけではないのです。あつても差しかないといふ。われわれといたしましては、こういう原子力問題のようなことは、今後できるだけ日本の国民の全部が支持して、そうしてできるだけ多くの人たちの知識を集め、知能を結集し、そうして国民全体の支持によって進めていかなければならない問題であると考えます。そういう点から見まして、ぜひそういう、将来を約束すると思われような意見があるようなことは、なるべく日本の立場において除いていただきまして、そうして国民全体ができるだけその協定を支持できる、そういうふうになされることを希望するのであります。

なお、現在交渉が進行中のようでありまして、まあ私もとしては、できるだけ多くの国民が、皆がサポートできますような形においてこの協定ができれば、そして原子力の研究が力強く推進されることを希望している次第であります。はなはだ散漫で、なお申し上げるべきこともいろいろあるかと存ずるのでありますけれども、あまり時間がたちますので、一応このあたりで打ち切りまして、なお御質問によりまして御答弁申し上げたいと思ひます。

○委員長(石黒忠篤君) ただいまの藤岡博士の参考人としての御意見に對しまして、御質疑のありになる方は順次御発言を願ひます。

○會務委員 ただいまだんだんと御説明下さいます、非常によくわかつたような気がするのですが、総合部会における問題の取り上げ方と、それからいま一つは、學術會議の最近の結果のお話と、両方あつたと思ひますが、これは藤岡教授は両方の立場におられ、きょうはむしろ學術會議から申し入れられた点について、學術會議の総合的意見を代表されているのだと思ひます。そこでただいまのお話の中で、五月二十八日の総合部会における外務側の取扱ひ、これは私もどうも不適当ではなかつたかと思ひますが、取扱ひが、その後、六月四日の學術會議で、特にこの第九条に関連した非常な御検討がなされ、申し入れをなされて、それから六月九日に総合部会になつて、このときにはかなり外務省が何でも行政方面交渉の方面は自分らがやるんだといふことではなくて、態度を改めて、相当詳しく御意見を伺ひ、また説明もしたようで、先ほどのお言葉でも、その説明でいふ何とないですか、満足されたといふお話をうかがつた点がいろいろお話をうかがつたように伺ひました。それが総合部会における

最近の事情であつて、一応、さらに繰り返して言うならば、五月二十八日の會議と六月九日の総合部会との間にちよつと問題が起つたわけですね。それがやや、何といふんですか、話がついたといふふうには伺つたのですが、そこで、どういふ点を御了解なさつたかといふ点なんです、第一には、六月四日の學術會議の申し入れの内容の第一項ですね、すなわち、よく総合部会に現われるような意見を徴してからやる——この点については政府のやり方について大体納得されたといふふうには承つたわけですね。

そこで結局問題は、具体的な六月四日の學術會議の総合的な意見の二点にわたると思ひますが、第一の、もちろん日本としては原子力の平和利用が非常におくれているので、態勢を整へることも、と、どんな進め方かなければならぬ、長い目ではあるけれども、急がなければならぬ、こういう観点に立ちながら、ただ、同時に急ぎ過ぎではないか、こういう意味でジュネーブ會議の結果まで見定めたらどうか、と、これははっきりそうも言われていない。しかし現実の政府の進め方からいへば、これは相手方もありますし、わが方もありますけれども、どうも新聞等の伝えるところによれば、政府が五月二十八日の総合部会で申し込まれたように、大体六月十五日までに妥結を予定してやっていると申すのです。そういたしますと、そこに食い違ひが出てくるわけですね。絶対の食い違ひでもないかも知れないけれども、まあまあ、どちらかといへば、ジュネーブ會議まで待つた方があるいは安全じゃないか、こういう御意見からみると、これは協定の内容等によつてそれは価値判断は違ふでしょうが、しかし少くとも結果として生まれるところは、ジュネーブ會議の終る前にこの濃縮ウラン受け入れの協定をやつてしまおう、しかも第二の第九条がどうなるかといふことは次にあるのですから、とにかく濃縮ウラン受け入れに関する協定は、第一項の、希望的観測にもかかわらず、事実上無視されるということになるのです。その点について

は一体どういふふうにお考えになるか。やはりこの第九条の問題がかりに御意見の通りになつて削除か何かされたとしても、その他いづゆる日本の自主性を拘束するやうな条項がないとして、と、とにかく濃縮ウラン受け入れの協定は、アメリカとの間に六月十五日に作つてしまおう。ジュネーブ會議よりも、學術會議よりも前に作つてしまおう。これは一体どういふふうに見られてゐるか。それに関連して、もちろんアメリカの議會は六月一ぱいで一べん休会になるわけですが、また引き続き、これは私もよく知らないのですが、これを早くやらないと、かりに受け入れるのがいいとしても非常におくれるというふうなことは、一体マイナスの方はどういふふうにか考へるか。この機をのがすと、ここ六カ月か数カ月くらい、濃縮ウランをかりにアメリカから受け入れるののいい点となつてもおくれまして、どういふ点か。一体どういふふうにお考えになるか。

○羽生三十七君 ちよつと議事進行について、今、政務次官や条約局長が見えられたようですが、これは本件に関連

○曾祿益君　そこで、第九条なんです
が、どうも私も第九条がいかんのかど
うかということについて考えておるわ
けですが、たとえば、デンマークの場
合だと思えますけれども、あれはイギ
リスとも協定を作ったようですね。こ
れは、内容を知りませんからわかりま
せんが、デンマークの場合に、第九条
があったのかどうかも知りませんが、
法律的に見れば、必ずしも趣旨がアメ
リカの独占を約するような内容、態様
をなしていないと思う。ただ、私はど
うもこの間から政府の態度がわからな

いので、その点を伺うのはどうかと思
うのですが、ほんとうに厳格に実験が
を作るための濃縮ウラン受け入れだけ
にとどめるというはつきりした線を画
しているのか、まあアメリカがついで
に発電炉のことまで外交的にゼスチュ
アをし、さらには純商業的に見れば、
これはもう何も秘密でもなく、またア
メリカの意図を特に悪くとうという
意味でなくて、これはやっぱり原子発
電についてのマーケットを作ろうとい
う商業的の意味が当然あるだろうと思
う。そこであれやこれやで、原子炉だ
けでなくて、次の話をしようやという
ような軽い意味だから差しつかえない
じゃないかという見方もあると思うの
ですが、日本の学術会議の御意向はも
ちろんであるが、直接政府の諮問機
である原子力利用準備委員会の藤岡さ
んは、やっぱりこの際ははつきり濃縮
ウランの受け入れ、実験炉に関する便
宜供与、これに伴う協定だけにする方
がいいのだ、実験発電のことは今後ま
たジュネーヴでいろいろ陳列もあるだ
ろうし、またイギリスとの関係もある
だろうし、たとえはデンマークがアメ
リカとも結び、イギリスとも結んだと
いう、こういうパターンも研究してみ
たらいいだろう、いろいろ関係が
ら、まあまあ原子力発電の方のやつは
一切出さぬ方がいい、こういうふうな
お考えじゃないかと思うのですが、ど
うなんですか。

○参考人(藤岡由夫君) その通りであ
ります。私も最初からこの濃縮ウ
ラン受け入れ問題を論じましたのは、
全く濃縮ウラン受け入れだけのことを
論じておりますので、将来のことに言
及するということは少しも考えていな
かった。でございまして、これはそ
ういう言及するというようなことはし
ない方がよろしい。この問題はこの問
題だけに限るのがよろしい。それから
今デンマークのお話もございまして
が、日本でも法律的に見れば、これは
大した約束でも何でもありません。とい
うことは、たとえば横田教授のごときも
われ、そうしてそれについてはだれも
異論はないのであります。しかし、多
くのほかの心配する人の申しますの
は、たとえ法律的に何でもないのであ
っても、あとは力だということです。
力と力とでもって物は動いていく。も
し今ここで私見を差し挟むことを許し
ていただきますならば、デンマークは
ヨーロッパの国でございまして、イ
ギリスと非常に密接な深い関係を持っ
ている国なんです。それがアメリカとも
結びつき、イギリスとも結ぶというこ
とも対等にできると思う。日本とデン
マークとは、その対アメリカの力の関
係が非常に違うと思うのです。です
からデンマークができた、だからとい
て日本でもその通り何でもないのであ
るとは言えないと思う。それはそうい
うことを言う議論は、必ず日本にはあ
ると思うのです。
で、私もどなたかしましては、これ
がなくて困るというふうな事情があ
るならばまた格別、日本の立場から見
れば、多くの人が納得すること、こ
の条項がむしろないことだと思つて
います。で、この条項がないことによつて
多くの人が納得するならば、私は日本
じゅうのなるべく多くの人が納得し、
賛成し得る形にしたいだきたい、そ
う考えます。

○曾根達君 ところがどうもこれはま
あ政府と議会の問題になるのですが、
結局には、どうも私の議会における質
問から得たインプレッションでは、何
か中間的なことを考えている。協定に
は出さないけれども、了解事項には出
すと、要なことを考えておる。どうも
その辺納得しないのですが、何かそう
いう点は、例の総合部会ではお話が
あったかどうかということが一点と、
いま一つですね、私もそういう考えで
あるけれども、同時にこういう考慮も
できやしないかと思うのですが、つま
り濃縮ウランの方は大体まあほとんど
秘密がない、商品みたいなものだ。し
かし原子発電となれば、しろうと考え
ますが、相当な秘密事項があるう。
従つてこの際アメリカと約束にもな
らないような、現実にお互に拘束するよ
うな内容を持ってない発電のごときと
を第九条にそつと書いてみたつてあま
り意味ないのじゃないか、ほんとうに
原子発電までやろうということになれ
ば、これはまあジュネーヴにおけるあ
の国際的な機関が、アイゼンハワーの
一年半ぐらい前の提案のようなものに
なれば別ですけれども、そうでなけれ
ば、結局援助を与える国と、援助を受
ける国との間にかなり嚴重な取りきめ
が別にどうせできなければいけません。
その場合に総合的に考えて、今のお話の
ようなことができないならば、アメリカ
をもう一々気にしないで作つたらいい
ない。同時にそれが独占的な地位を与え
なければ、さらにイギリスともやれば
これにこしたことはないのじゃないか
うか。従つてその実際に結ぶ場合には
かなりはつきりした権利義務が、濃縮
ウランの場合と違つて出てくるのじゃ
ないか、秘密条項は、従つて権利義務

が明らかになる。今日そういう点から
考えても、中途半端なことを第九条の
形で、さらにそれを協定じゃないから
といつて、了解事項の形で置くなんて
いうことは、全く意味がないような気
がするのですが、どうでございませ
ね。
○参考人(藤岡由夫君) これは私、個
人的な意見として申せば、私は日本
は、日本としての立場としてはいい方
がいいというのを率直に言うのが、
私は一番最初の日本のとるべき態度、
あとはまた向うは向うの要求がござ
いまして、それはいろいろ段階
もございまして、それから、根本的な態度
としてはいい方がよいものならば、全
然除くということが基本的な態度であ
るのではないかと、これは私の個人的
な意見でございまして。
○羽生三七君 ちょうど政務次官と条
約局長がお見えですから、藤岡委員長
の御説明に関連して一、二承りま
す。
いつぞや、先日この当委員会が重光
外務大臣が出席された際、この協定を
今国会に間に合わせるように急いでお
るかどうかということをお聞きしたとこ
ろが、格別期限を切つておるわけでは
ない、急ぐ理由はないというお答え
と、もう一つは、学術会議の本問題に
関する決定を尊重すると、この二点を
重光外相は私に答へられたわけです。
ところがこの二、三日来の新聞の報
ずるところによると、原子力協定の妥結
を急ぐためにワシントンに向つて政府
が訓令を出しておる。しかもそれは新聞
によつては十五日假調印という新聞も
ありますし、中には二十日前後を目途
として假調印という記事もあるんで

す。いずれにしても近日中にこれに対
する協定を結ぶという方針であるよう
に思われるのであります。これはど
う政府としてはお進めになつておる
か、それを承つた上で次の質問をい
たします。
○政府委員(園田直君) 前回の委員会
で大臣が答へいたしました通りでござ
いまして、今日の状態で何もまだ今国
会中に調印をやらなければならんと考
えておるわけでもないばかりでなく、む
しろいろんな検討や、あるいは自後の
会議の模様、学術会議の御意見等も聞
いてやりたいと考えておるのでありま
して、ただいまのところ、やはり今国
会中に正式の調印はできないのではな
いろうか、会期後になるということに
申し上げられませんが、大体そういう
ことになるのではなからうかという見
通しをさへ持つておる状態でございま
す。
○羽生三七君 非常にわれわれとして
は好ましい御返事をいただいたわけ
で、われわれもこの原子力平和利用に
ついては根本的には異議はない。ひも
さえつかなければ早い方がいい。しか
しながら、第九条がひもであるかど
うかということも、しろうとのわれわれ
としては判断ができませんが、しかし
政治的に判断して、学術会議の当問題
に関する委員会が正当な結論を出され
ておる場合であるならば、それを尊重
されて政府は事を進められるのがまず
適当かと思つて。そういうことでこ
こ一月、二月を急ぐほどの問題ではな
いと思つておるやさきにこういう新聞
記事がありましたので、今お伺いして
いるのであるのですが、しかし今後政務
次官の御答弁のようでありませう

ば、われわれとしては非常に好ましい結論でありますので、どうか慎重に学術会議の要望等も入れて事を処理されることを希望いたします。

○榎原茂喜君 一、二お伺いしたいんですが、ジュネーブ会議の結果を見てから考えたところという学術会議の御意見は、ある程度ジュネーブ会議の結果によつては、アメリカの方式といひますか、今問題になつておるもの以外に、ある程度コンクリートな見当がついておるのでしょうか、それともまあ様子を見てその上でのうふうな立場なんでしょうか、その点を一つ伺いたい。

○参考人(藤岡由夫君) 率直に申し上げますと、コンクリートな、何か方針を交えるかもしれないという見通しはついていないと思ひます。このアメリカ、イギリスの方式というものは大体わかつておりますけれども、ソ連がどういふことをやつておるかということも学術的に申ししても全くわからないのであります。でございますので、たとえ濃縮ウランをアメリカから受け入れて実験用原子炉を建設する場合におきまして、もしも非常に違ふやり方というものがあつたらば、同じアメリカから買ひ入れるにいたしましたも、またそういうことも考慮に入れた設計とかいろいろのことがあり得ると思ひます。で、そういうような意味におきまして、近くみんなのそういう展示会を行つて、それを見た上で考える、そうそう急ぐことはあるまいというだけでございまして、特にそれによつて非常に変ることが起るというふうなはつきりした見通しを持つておるわけではございません。むしろ抽象的なもの

です。

○榎原茂喜君 そうしますとジュネーブ会議の結果、やはりアメリカの今問題になつておる分を受け入れる方が好ましいというふうな結果になるかも知れませんね。

○参考人(藤岡由夫君) 適当な条件のもとであるならば濃縮ウランを受け入れることは好ましいというところは、全くその通りであります。ただ私どもは、どういふ型を作るかとか、将来の見通しがどうかというふうなことに、できるだけ方針を立てた上でするのが望ましいと思ひますので、たとえジュネーブ会議も近くあるんだから、それまであつておることはないだろうと言つておるんです。それでおそろくはその後においてもやはりアメリカから受け入れるということになるであらうというところは、私もやはりそうだろうと考えております。

○榎原茂喜君 それから日本独自のプランといひますか、それが要だといふことを非常に強調されたのですが、おそろくその考え方はほんとうの考え方だろうと私も思ふのでありますが、かりにアメリカからの受け入れが、先ほど来問題になつておりましたように、いわゆる実質的のひもがつくのだといふふうなことであれば、これはまあ学術会議としてもその受け入れを拒否することに当然なるだろうと思ひます。そういう場合において、日本及び世界における原子力の平和的利用の現状から見まして、日本独自でやり得る、当然やり得るというふうに見ていのかどうかですね。私その方面の知識が全然ないので、かりに英国のものにしても、その受け入れというふうな

ことは、現実の問題としては相当の困難があるでしょう。アメリカの受け入れはひもつきで困ると断わりますと……しかし先ほどお話のように、長期ではあるけれども、原子力の平和利用については事は急がなくていい、こゝろの条件のもとに、わが国独自で一つやるといふことが望ましいことではあるけれども、現実の問題としてその可能性といひますか、その見通しといひますか、そういうものはどうであらうかという点、一つお教えをいただきたい。

○参考人(藤岡由夫君) まことに恐縮でございますけれども、私も今はまだ浅学非才でございますけれども、私どもが日本独自の方針を立てるということとは、すべてのことが日本できるといふことではないのであります。たとえ日本で、ニッケルでございまして、そうするとこれはどうしてもニッケルを使うような仕事は日本ではできないのであります。どうしても輸入しなければならぬ。同じようにもしウランが日本ですらうしてもある程度以上できないといふようなことになれば、それは日本だけではどうしてもできません。また技術的な面においても、私は果して日本だけでずつとできるかどうか、これは若干疑問を持つております。まあ私どもの立場では、それは時間と金とがあればできると言ひたいのでございまして、今その時間と金といふことが問題なんでございます。すでに今日のようにおかれておりますと、今現にイギリスなりアメリカが四十一、二年ごろから研究を始めたといひまして、ほんとうに原子力発電が実用になるのは、おそろくイギリ

スの発表では六十六年、まあ約二十五年ぐらゐにかつております。それをこれから日本でも二十五年かけて発電がほんとうになるまでいくか、またそれだけ注いだ金を日本でも注ぐか、これはどちらもおそろくできないことではあります。その間どうしてももうすでに諸外国で完成したものを輸入しなければならぬという事態が当然起る。ただ私どもが日本の独自の方針を立てるということとは、あくまで日本だけの手でするということではないのであります。技術や資材を輸入しなければならぬ。これは当然のことではあります。でありますけれども、その間方針、見通しをなすだけ立てて一番いいようにやるということではあります。たとえ申しますれば、今濃縮ウランをアメリカから受け入れて実験用原子炉を作ることは望ましいと思ひます。しかるべき条件のもとにおいては望ましいと思ひます。非常に今後の日本のためになります。しかしそれだけ依存することはいけません。たとえ一時的に申しましたらば、アメリカは貸すのであるから全部向うに返せといふことになる、かりに将来日本で原子力発電のようになつてやるようになりましますと、燃料を日本で作るかあるいは輸入するか、非常に必要なことは、そのあとの灰を処理する、灰を処理するといふことは、普通の石炭の灰とは違ひまして、いわゆるビキニの死の灰のやうなものがあつて、非常に多量に危険なものがあつてくるのであります。それを科学的に処理するといふことは、非常に大きな新しい技術だと思ひます。その技術の練習がアメリカから濃縮ウランを受け入れてできるか、

これは私はできないと見るのが当然だと思ひます。そつくり使つたものを返すのであるからして、それを取り扱うことができない。ですからそれをやるためには、どうしてもやはり日本でするということのできる技術の習得をなるべく早く日本でも研究していく、それはやはり日本の別の原子炉を作らなければならぬ、あくまで。たゞもしも向うのつまりベースでやるか、こちらのベースで、しかも向うのものを利用するか、そういうことだと思ひます。○榎原茂喜君 お話の点はきかれて常識的であつて、われわれよくわかるのであります。先ほどお話のように濃縮ウランにしても、原子炉にしても、今後一つは商品としての立場に立つてあらう。アメリカはやはりそれは商品の輸出といふやうな観点で事を急ぐのであらうといふお話もあつたのであります。が、原子力の平和利用といふものは、検討は相当進んでいるのでしうけれども、新しく出発するような段階にある。今後さらにそれを商品的に考へれば、いろいろの改善なり工夫が行われて、やはり相当の検討なり相当の改善といふものが行われて、進歩発達といふものは必然的なものであらうとしようとなつて感ずるのであります。従つて今問題になつておる濃縮ウランを受入れたら、それは将来の日本の原子力平和利用に決定的な方向づけるといふやうな性質のものかどうか、私には非常に疑問です。かりに英国の方針が非常に経済的であつて、優秀であつてよければ、アメリカがいくら力でもこうしようとしてみたところから、それは経済の性質から科学の性質から、そ

れを持ち通すことはとうていできない。おそろくそこに一つの変化が伴うのではない。ことに新しい科学です。各国でそれぞれの検討は行われたでしょうけれども、やはり先ほどの、日本といわず、アメリカといわず、ヨーロッパといわず、その方面の学者がほんとうに協力をしているものを作り上げてゆくというところに必然的になるべき性質のものであらうというふうに思われるのでございしますが、従つて九条の問題も問題ではございまいしうけれども、それによつて一國のあれを支配するとか、支配という大げさになるけれども、力をもつてどうこうするというのがかりにあるとしても、それは科学の立場から私はナンセンスであらうと思うが、従つてそれに対して、これは大へんといひますか、また容易ならざることも考えられると思う。非常に何といひますか、私には腑に落ちない実感がするののであります。学術会議の各委員の御説明も、ほんとうに科学技術という点から考へて、濃縮ウランの今の受け入れについては、あの九条のあの程度の条項で日本の将来の原子力の平和利用の面から、科学技術の面において非常な制約を受けるのであるか、その点から一つの御心配なのか、非常にその原子力平和利用に関連してのいろいろの政治的な観点ですね、今両陣営が対立しておつて、原子力の平和利用といひけれども、それが原子爆弾につながる、さらに戦争にもつながるというふうな面から、一つの政治的な面からの疑念であり、心配であると申しますか、政治面の問題としての観点であるか、その点が実はこれまで私自身とし

ては判断しかねておつたのであります。その点を一つ御説明願へると、簡単に申し上げますから……。

○参考人(藤岡由夫君) 第九條の議論が科学技術的な面からない方がよいといわれる御質問かと思ひますが、技術的な面では、第九條は濃縮ウランの問題ではないので、将来の発電などについてのことをやるわけではございません。直接技術的にあれがあつては困る、そういうことはないと思ひます。ただ将来あれがある方が望ましいのだといふことが、技術的に申しまして、ぜひ望ましいかといひます。そういうことも私は別にないと思ひます。それはやはりあの条項は、今の濃縮ウラン受け入れに直接関係することではないのでありまして、将来の約束をするかどうかというふうなことが——あれは約束でも何でもないのであると思ひます。すし、またやれやれがあるのとらわれるという意見があるのではありません。直接あの問題が濃縮ウランそれ自身に関する技術上の問題ではないと思ひます。私の申ししますのは、いかにもお説の通り、あれがあつても別に差しつかえないという意見の方、ずいぶん学術会議の中にもいろいろの意見の方がございます。ただ、今問題は濃縮ウランの問題ですから、濃縮ウランに関する約束だけをすればいいわけなんです。そういう点ではまあ非常に議論のあることは、あつてもなくとも将来別に大して違ひはないのならば、これはなくしておいた方が多くの人が賛成しやすいのではないかと申します。委員長といひましたと申しますと、やはりなるべく多くの人が賛成し得る形をもちろん日本としてとることが、知能

を結集する上において望ましい、そういう考えでございします。

○岡田宗司君 濃縮ウランの受け入れの問題ですが、これはアメリカが独占的に、まあイギリスが多少できるというたしにしても、目下のところアメリカが独占的に供給するといふようなときに、現行の濃縮ウランを供給できるが、現在一体濃縮ウランを供給できる国が世界にどこどこどこか、また近い将来に濃縮ウランなりあるいはウランの鉱石なりをそのまゝでもいいのですが、供給できる国はどこどことある見込みか、そういう点をまずお伺ひいたします。

○参考人(藤岡由夫君) 濃縮ウランを供給できる国は、今考えらますのは、おそろくアメリカとイギリスとソ連ではないかと思ひます。それ以外の国は、濃縮ウランを供給しない自給もできませんが、先ほど申し上げましたように、原子力発電に行くまでの道は、必ずしも濃縮ウランを用いるだけの道ではないと思ひます。プルトニウムを用いてはいる国もあります。フランスとかカナダとかいう国は、自国としてはプルトニウムを生産することによつて原子力発電に進みたいと、そう考へております。濃縮ウランというのはいつてございします。

それからいま一つの、将来どこの国が供給し得る見通しかという御質問でございしますが、これは私は全くしろうとでございまして、そういう問題は、これはむしろ外交上の問題でございまして、ただ聞くところによりますといふと、天然ウランは問題になつておりますけれども、濃縮ウランの方はとにかくアメリカ、イギリス、ソ連だけで

ございしますから、あまり問題はないと思ひます。天然ウランはおそろく供給されるであらうといふことをいわれておりますのは、ベルギー、それからオーストラリア、それから南アフリカ連邦というのがございしますが、そういう国の名前が、たとえばアメリカの学者などによつてちよいちよいちあげられております。

○岡田宗司君 今度のジュネーブ会議でございしますが、これは日本は直接招請されているわけでないと思ひますが、オプザーバーを出す、それによつて日本として得るところは相当あるだらうと思ひますが、それについて向うに人を派遣する等の準備は、学術会議なりあるいは原子力平和利用の委員会なりでできておりますか。

○参考人(藤岡由夫君) 今度のジュネーブ会議に今オプザーバーとして呼ばれていておつしやいしましたが、原子力の科学者会議でございしますが、これは国連主催の会議でございまして、その招待状は外務省にきております。従つて外務省におきましてその準備は整えておりまして、人を派遣する選考委員会のようなものは、外務省がそれによつてやっておいでになるのでございします。その問題は今外務省の方の問題なので、学術会議ないし原子力利用準備調査会の直接の問題ではないのであります。

○岡田宗司君 これは今度のアメリカとの協定の問題にも非常に大きな関係があるとする、向うへ日本の方から出した人々の報告なり何なりによつてまたいふんいろいろと変つたことになつてくると思ひますが、政府の方ではこれに対してどういう御処置になり

ますか、出すのですか出さないのですか。

○政府委員(岡田直君) 出席させるつもりで人員の選考を検討中でございまして、選考委員等を作り、あるいは学術会議の方の御推薦等待つ等、いろいろ準備を進めております。

○岡田宗司君 もしジュネーブにおきましていろいろ討議が行われ、その結果またいろいろの学術会議が日本にとつて非常に貴重な結果であるといふことになつて参りますといふと、アメリカから濃縮ウランを受けて、そうしてそれでもって原子力を作つて動かすといふことでない方法をこちらで早く考えられるようになると思ひますが、その点いかがでしょうか。

○参考人(藤岡由夫君) どうも現在の段階は、アメリカと日本との間において交渉が始まつてゐる段階なのでございします。それ以外の国とは別に交渉が始まつてゐない段階なのでございします。それだけの現在事情にある、そういうことではないかと思ひます。従つて、私がつまづいたがよろうといふことは、現在の段階で申せば、つまり實際上の買ひ方とか、やり方とか使い方とか、そういうものについてはいろいろ新しい知識もあらうか、待つたがよろうといふので、それをアメリカと交渉の始まつてゐる段階をくつがえすとか、あるいはそれ以外に並行的にすぐ何か始まるかといふようなことは予想的に今やつておりません。

○岡田宗司君 今度は政務次官の方に伺ひたいと思いますが、アメリカと今まで話し合ひを進めておられる、こちらの方で九条が非常に問題になつた。そ

れで向うの方で、なぜ九条を問題にするかというように問題にしたと、あちらの新聞に見えております。この九条の問題についてアメリカの方ではどう言っているのですか。

○政府委員(岡田直君) 九条の問題は先般からいろいろ局長並びに大臣から御報告申し上げました通り、将来の問題でございまして、協定からははずすつもりでありますが、議事録にたぶん載ることになると考えております。アメリカの方ではこれについては大体意見は了承しておりますが、率直に申し上げまして、本濃縮ウランの受け入れについては、いろいろひもつきであるとか、あるいは将来九条の問題で牽制されるか、いろいろ意見があるが、それはそういうものではなくて、たとえばアメリカとの協定を結ば他国から受け入れができないとか、あるいはその他を拘束するとか、そういう簡条を並べまして、そういう事実がないから、よくそういう趣旨が徹底するように御了解願いたいという点については将来局長の方で整理をして御報告するつもりであります。

○岡田直君 ただいまのお話ですと、協定の条文の中から、議事録ですか、しかしその議事録というものは単なる議事録でなく、今までの、たとえば日米安全保障条約とかその他から見ますと、これも相当ものをいうんです。そういういたしますという、協定じゃはずしたけれども、少し陰の方へ引いたただけで、やはりこれが力を持つということになりますか、これは全部いっそのことははずすということができるんですか。

○政府委員(岡田直君) 濃縮ウランの受け入れについて九条をはずせという御意見は委員会ではよく聞かれますが、中には協定の中に入れてという御意見もあるわけでございまして、特に政府の与党である民主党では、九条は協定の中へ入れよう、こういう御意見もあります。こういう御意見については、政府といたしましては、九条はいろいろ御意見によつて、なおまた条約上の問題からいたしまして、将来の問題を協定に入れることは、協定とい

たしましてもおかしうございまして、率直に申し上げますが、そういう意味合いにおきまして、将来の電気炉の問題を予約するということ意味で九条の意味を議事録にかけることは適当であらうと、ただいまのところは考えておるわけであります。

○委員(石黒忠篤君) ちょっと御注意申し上げますが、当委員会が協定の中にいれろという意見は出ませんでした。

○政府委員(岡田直君) 与党でござい

ます。私の党でござい

○委員(石黒忠篤君) 政

党の委員会では出たかもしれませんが……

これはひもつきたひもつきたといわれているのに、積極的に入れろという意見はどういう根拠に基くのか、それをお伺いしたい。

○政府委員(岡田直君) 委員会では、党の意見を申し上げますと、今折衝中の段階で、党の方と政府と折衝します際に、そういう御意見が一部出まして、言われた方々の御意見は、将来原子発電炉を作るといふことは、むしろ将来われわれとしては有利ではないかという、そういうような御意見のようございしました。

○岡田直君 党の方のことですからここではあまり追及はいたしませんけれども、ただ原子発電炉を作るといふことだけだつたら、だれでも望む、それが今言つたようにある国との間に結局において実質的に独占的な予約という形になつてくるのが困るというところが問題になつてくるのです。その独占的な予約といふことを差しつかえないという意味でもつて、その党の方でもつて入れろという意見があつたのですか。

○政府委員(岡田直君) ただいまのよう

な意味は絶対にないといふことが正

式の文句になつて、アメリカの方から電報で参つております。

い。そういう点に対して視察の結果どういうふうにお考えになりましたか。

○参考人(藤岡由夫君) ただいまの、

今、日本に提供されようというものは

どういうものかということございま

すか。

○吉米地盤三君 はい。

○参考人(藤岡由夫君) ただいま提供

されようというものはごく初歩的なも

のだと考えます。つまりたとえば発電

所というものが、将来の原子力発電、

火力発電所というものがあつたとす

ば、それを大学の実験室で実験して

み、従つてこれはそういうことの発電

に関する技術のごく初歩的な部分を調

べる段階のものでありますけれども、

これが非常に役に立つものだとい

ふことは全然ないと思ひます。しかし

それだからといってそういうものが不

必要かと申しますと、それはそうでは

なく、たとえば今、一番簡単なもので

あるというふうな御観察で、今の受け入れを考へておられますか、どうですか。

○参考人(藤岡由夫君) そういう段階

のものといつたしまして、ほかの国にお

くれているかどうかといふことは、こ

れはちよつとむづかしいのでござい

ますが、イギリスではまあ私どもの見

した範囲では、そういう濃縮ウランを

使つた実験用原子炉といふものは、私

どもの見ました範囲ではないのであり

ます。それで全部天然ウランを使

ひまして、濃縮ウランを使つたのは、

むしろこの工業用のものの準備的研究

において濃縮ウランを使つてゐると思

ひます。そういう段階のものはイギ

リスでは作つていないのであります。私

どもは少しも見なかつたのでありま

す。しかし今後そういうようなものは

イギリスにあるかもしれない、ソ連に

もあるかもしれない。そういう実験

的、初歩的な、何かそういう、これは

で私たちが知りたいのであります。

○吉米地盤三君 私の伺いた

のはこの

場合は一種のプラント提供、プラ

ント輸出というように考へてもいいので

すね。そのプラント輸出を受けた場合

に、受けた方の立場はですな、今まで

の、たとえばこの場合なら炉の構造、

操作、応用面、そういうものについて

も指導が必要なわけですね。日本はお

くれていることはあなたがたがおしやる

通りだ。従つて先進国のプラントを入

れる以上は、このプラントに属して

る炉の構造、操作、応用面について、

今まで彼らが知つておる限りの知識と

経験を吸収するというのが目的です。

そういう立場においてですな、私は今

一

度の受け入れについてそういう条件をむしろわれわれのほうからつけるべきだ。で、民間でプラントを買ってきよとそういうことになるのです。炉の構造を知らなければならぬ、そうして操作も教えてもらわなければならぬ、応用面についても教えてもらわなければならぬ、しかも将来進歩した場合にはその進歩した方法をもこちらのほうが優先的にもちろむということが、このプラント輸出の条件の常道なのです。これはそれで、ただプラントだけ提供してもらって、あとは手探りで実験して、はんとくに期待できるでしょうか。

○参考人(藤岡由夫君) その点は私はいわゆるプラント輸出とは違ふと思ひます。プラント輸出というのは、つまり相当に工業化された段階でございまして、そういうある程度の秘密を持っております。今度の今アメリカで出そうという、たとえばウオーター・ボイラーというのは必ずしも秘密ではございせん。どういふふうなことをするのだということをみな私も聞いておりますし、学術雑誌等に相当に詳しく出ております。それで写真真をもらうかどうか、これは検討を要しますけれども、まあわれわれの仲間では、あの程度のものは日本のメーカーでもできると考へておる人もあります。そうならば、日本で作りますことがむしろ日本のメーカーの技術を進めるゆえんだと思ひます。そのあたりのことはさらに検討いたしまして、しかし初めてのことではございまして、ことに材料の点においてかなりその進歩がございします。その純度の材料を得られるかどうか、そういうことをよく検討いたしま

して、その上でどういふふうにして日本で作るかとかというのを考へていきたいということをおもひます。全然そつくりプラント輸出のようなのを受け入れるのがためには、なにか、それとある程度のものを日本で作るといふ建前においてそれを補う意味で、足りない知識なり技術なり、計画なりを受け入れるかというところは、今後十分に考へるべき問題だと思ひます。

○吉米地義三君 そうしますと、物だけ提供されれば、あとは自身だけでやっていくということですか。

○参考人(藤岡由夫君) 私はそこまでは、まだ断言はいたしません。果してできるかどうか、どういふことが必要か、そういうことをまだかなり詳細に検討する必要があると思ひます。その上で、これは全部物をそつくり買ひのいというこの結論になるかもしれせん。そういうことの検討は必要だと思ひます。

○吉米地義三君 先ほど岡田政務次官が、何か民主党で積極的に受け入れるという議論があると言われましたが、それは私の言うような意味で言つていゝる人があるんじゃないですか。と申しますことは、プラントを提供して、もつて、そのプラントに関する限り、今までの後進性を回復せよならぬ。そのためには、プラントを提供した人の過去の経験と知識と、それから応用を早く吸収するといふことが第一段だと思ふのです。そういう要件をこつちの方からむしろ要求すべきである、そういうのじゃないかと私は思ふのですが、その点は考へられませんか。

○参考人(藤岡由夫君) この濃縮ウラ

ン受け入れの問題については、お説のようなことも十分考へられると思ひます。しかし第九号は濃縮ウラン受け入れの問題ではないのでございします。将来の約束をするかどうかといふことなんです。それで、実はその点につきまして、利用準備調査会のお話の中に、覚の方でも非常に御熱心に積極的な第九号が必要だといふ御意見があつたといふことは伺ひました。私が先ほど積極的にあれがぜひ必要だといふ意見はないといふことを申しました。それは、学術会議の学者の中にはない、そういうことでございします。あれがぜひ必要だといふことはないのございします。そのときに、内閣の利用準備調査会のある専門委員が言われましたが、あれが積極的に必要だと思つた、いました方は、つまり将来のことを今から約束をしておいた方が、優先的に将来もらえるから必要だ、つまりその必要ない面を考へておられるのであつて、学者が考へますように、あの条項があつたからといふて、なかつたからといふて、別に具体的には違ひはない。むしろ、何と申ししましうね、具体的、技術的にその必要がないと、そういう学者側の反対的な意見を考慮に入れて、その上に、なおかつ、あの第九号が必要だといふことを考へられたのであるかどうかといふことを、ある専門委員から聞かれたんであります。私は同じようなふうに、どうかあれが、将来のことを思ふと、将来のことをなるべく早く約束しておく方がいゝとお考へになりますときに、つまりそれに対する反対意見でございしますね、将来は必ずそういうような問題が起るのですから、黙つていても、

もし商業上のお互いの話し合いが成り立つならば、必ずこれは起りますので、それよりもむしろ将来は、自由な立場に立つておいた方がいゝのではないかと。そういう御意見もお考への上で、どうぞ結論をきめていただきたい、そういう意見があつたのです。それだけ申し上げておきます。

○吉米地義三君 私は第九号のことは問題にしていないのです。現実には技術科学の研究をしたいといふので、意見をとりますから、その限りにおいて、彼らの今までのやつた程度までは、早く自分のものにしなければならぬといふ建前からいふて、その指導の義務を、こつちから、ひもをつけるという必要はないかどうかといふことなんです。と申しますのは……

○委員長(石黒忠篤君) 吉米地委員、それは今の条約には書いてない。

○吉米地義三君 条約じゃない、条約のことじゃないのです。そういう意味で、むしろ積極的にこつちから……

○委員長(石黒忠篤君) 条約の中に新たに入れろといふ御意見ですか。濃縮ウラン受け入れについて入れろといふ御意見ですか。

○吉米地義三君 そうじゃないのです。技術的に見て、そういう必要は感じられませんかといふことです。

○参考人(藤岡由夫君) 私は、濃縮ウラン受け入れの問題は、受け入れの約束をすれば、あとはお互いの話し合いで十分できると思ひます。別に義務づけるというふうに考へておりません。話し合いで十分いけると思ひます。

○吉米地義三君 私が特にそれを念を入れたのは、これは原子力の力を、たとえば爆発用にはもちろんですが、動

力の面において、あるいは放射能の面において、あるいは灰の面において、利用面が多様多岐あるわけです。これが研究されますと、パテントが行われてくると思ふ。いろいろな方面において多岐多岐のパテントが行われる。そういう場合に、こつちが早く研究して、そういう情勢におくれないうちにしなければならぬ。そのためには、過去の経験や知識を早く吸収するといふ必要があると思ふのですから、それで、そういう必要がないかどうかといふことを伺つたのでありますから、それ以上のことは別にお尋ねしません。

○羽仁五郎君 伺ひたいことが多いので、時間もあれですから、簡単に伺ひたいのですけれども、第一に伺ひたいのは、けさのラジオを聞いておりますと、衆議院でも戸員議員の御質問に対して外務大臣は、濃縮ウラン受け入れの仮調印は、八月のジュネーブにおける原子力平和利用国際科学会議よりも前に行われることはないだろうといふ御答弁であつたように、私はラジオで聞いたのですが、ただいま政務次官のお答へでは、その点がはつきりしてゐなかつたのですが、確認しておきたいと思ひます。

○政府委員(岡田直君) 大臣のたゞいまの答弁はその通りでございしますが、正式調印が会議よりも先になることはないだろう、こういう答弁でございしました。

○羽仁五郎君 それでは重ねて外務省の方に伺ひたいのは、もう一つだけですが、外務省は学術会議の御意見というものを尊重せられるといふことは申すまでもないと思ふのですが、その尊重せられるという御態度に、先ほどか

唱をして進みたいという意味の声明を出したことはございます。これは国会がビキニ事件を討議した少しあとでございますが、それはございますが、今度の会議は、その性格等から見まして、学術会議が提案をするというような場所ではない。これは日本の出席のことを取り扱っておりますのは外務省であります。日本の代表として行くので、特にここに学術会議がそういうような提案をするのは適當でないというふうに考えますし、まあ、とにかく、そういう問題は今学術会議としては考えられておりません。それが一つ。

それから第二に、ジュネーヴ会議の出席者の人選について、委員会としてはどういふふうなことを考えておるかということでございますが、これは先ほどからお話がございますように、外務省が主体となりまして人選等も進められております。この選考委員会には若干学術会議側の者が入っております。それで、別に人選に直接学術会議が関与をする、そういうものではないと考えております。

第三の点は……

○羽仁五郎君　現在ワシントンで行われている交渉について……

○参考人(藤岡由夫君)　科学アタッシェ向坊氏がおりまして、この向坊氏が交渉に當っておるということを新聞等で拝見しておりますけれども、直接連絡は何もいたしておりません。これは直接連絡をいたしますことはちょっと筋が違ふと思います。

○羽仁五郎君　ただいまの第一の点は、学術会議では、茅会長はこのジュネーヴ会議において……

○委員長(石黒忠篤君)　ちょっと御注

意を申し上げますが、濃縮ウラン受け入れに關して藤岡博士に何してありますので、それに連関をして學術會議から政府に申し入れをしたという文書の中に、學術會議というものと、それからジュネーブ會議のことが出てきております。そうでございますから、學術會議内部への御注文なり御議論なりは、なるべく御遠慮いただいて、この濃縮ウラン受け入れについての件について御質疑を願ひ、それを終つて、他の案件がまだありますから、藤岡博士に御退席を願つてやつていただきたいと思ひます。

○羽仁五郎君 私希望ですけれども、これは學術會議の會長も、ジュネーブの會議において、原子力の軍事的利用の禁止の問題が出るであろうし、日本の代表もそういう問題について發言の機会が得られるだろうというお答えがあつたので、私は濃縮ウランの受け入れに對して日本國民の抱いておる不安というものの解決に、そういう方面でも努力せられたいということ希望しておるわけなんです。

第二に伺ひますが、ジュネーブまでという學術會議の御意見に對して、ただいまお聞きになつたように、政府の方は仮調印はそれ以前にしよう、しかもそれはアメリカの議會との關係でということを書いてありますが、これは最近のニューヨーク・タイムズの記事で、アメリカはジュネーブの會議で、各國、ことにイギリスやソビエトなどの發表、あるいは展覽というものから、アメリカが秘密を続けようという努力が不可能になるのじゃないか、従つて特にジュネーブの前に日本と仮調印をしようという動きをしているの

ではないかということ、最近のニューヨーク・タイムズの五月十八日でも、そういうことが報道されているようですが、これは政府の方でも、學術會議の方でも、そういうようなことによつて、この仮調印を急いでいくということとは、そういう点にも問題があるのじゃないか、これは政府の方に申し入れられた、學術會議の方の、ジュネーブの會議まで待つてということの御意見、先ほどから藤岡委員長は十分その点を強調されておるのですが、今のような点も十分考慮されて、十分なる論拠を持つて待つてことを主張せられておるのだと思ひますが、その点なお重ねてお尋ねいたします。

○参考人(藤岡由夫君) 學術會議の要望書といたしましては、非常に抽象的な言ひ方をしておりますので、本調印とか、仮調印とか、そういう種類のことは、何らまたそういう外交上の規則もわれわれとしてはございませんで、もつと抽象的なことを言つております。ちよつと、全文を、その条項だけ讀んでみますと、「交渉にあつては、妥結を急ぐことなく、内外の情勢、將來の見通しを十分把握しつつこれを進めるべきであり、少くとも世界諸國の原子力研究開發の状況が發表される今夏の「原子力の平和的利用のための國際科學會議」の結果を見定めることが望ましい」と考えます」というので、趣旨は、内外の情勢、將來の見通しを十分把握しつつこれを進めていただくことが趣旨でございます。あつたことは、たまたまこういうことがあつたという一つの例にすぎないと思ひます。そんなふうに思ひます。

○羽仁五郎君 學術會議の三原則ということは、世間では誤解されている場合があるようですが、これは結局、日本における原子力研究が自由に、そして円満に進歩するためには、最小限の条件として、これらの原則を要請せられてゐる。これらの原則が無視せられると、日本における原子力研究というもの、どうしても自由円満にいかなくなる。そういう意味で、學術會議ではそういう三原則をお立てになつたと思ふのですが、今度の濃縮ウランの問題について、どうも三原則に違反して来るのじゃないかと思ふ点があるのですが、藤岡さんに伺ひたいのですが、第一に、藤岡さんの先ほどの御説明で、今度の濃縮ウランの受け入れに對して、大した秘密はないという御説明でございしましたが、その中で、お話の中にも出て参りました、たとえば灰の処理は日本ではできないということでありますが、そういう点におけるやはり秘密というものがそこに出て来るのじゃないか、そうしますと、日本の學者がその灰の、せつかく濃縮ウランを受け入れても、その燃えた、あるいは燃える過程、あるいは燃えたあとについての研究ということが、やはりできないことになるのではないかと思はれるのですが、その点どうでしょう。

○参考人(藤岡由夫君) これはまあ考へ方であると思ひますが、秘密を設けないということとは、公開をするということとは、秘密研究をしないということとでございまして、たとえば陸軍、海軍が、これは絶対に人に見せない秘密の場所を作つていた、そういうことをしないということが趣旨だと思ひます。

それで、ただいまのように、灰の研究をできない、これは灰が秘密かということになります。これは初めから、つまりこれは國際的な約束で、灰はそつくり返しますということならば、それが初めから与えられたものでございまして、つまり、日本にはそういう材料がないものと思へば、それだけ、別にこれはとくに秘密にしていこうということではない。そういうことで、そういう約束でもって受け入れたものならば、灰の秘密を持ち込んだ、そういうことにはならないと私も考へております。

○羽仁五郎君 しかし、その点について、その灰の保管措置、あるいは一般に濃縮ウランの協定に伴つてトルコと協定の場合にも、あるいはアメリカの現在の原子力法の百二十三条にも言われております安全措置というものは、やはりそれが破られないような立法を日本で必要とするということに、どうも私はなるように思ふのです。その灰の性質を變化させたり、分量を減らしては困りますから、困るという約束をする以上は、その灰の分量を減らしたり、性質を變化させないための立法措置をしなければならぬ。それからまた、その濃縮ウランをどこかに持つていつてはいけないということでありますから、どこか持つていかなければならぬ。そういう立法措置をしなければならぬ。そういうものにはやはり刑罰を伴う立法措置が必要ですが、そういう刑罰を伴う立法措置をして、濃縮ウランを受け入れて、そういうことを研究するということについて、學者の間、それを好ましくないと考へられる意

見があるように私は承知しているのですが、その通りじゃないのですか。

○参考人(藤岡由夫君) ただいまの点につきましても、これは私として國內立法をするような必要のことはなからうということをおもひかけて申しております。現在もそのように思つておりますけれども、多くの學者はそう思つておりますが、ただ私もそれといたしましては、別の問題もそうございまして、安全保障の問題につきましても、これはどういふ程度のものであるかということをはつきりさせていた

だきたいというところは考へております。これにつきましても、しかし事實は、具體的には外務省が交渉の上でどういふことになるかということ、外務省の方の問題で、私のお答えする問題ではないと思ひます。

○羽仁五郎君 私はどうも立法の措置がこゝで必要になつて来るのじゃないかというふうに思つておりましたが、次の点について伺つておきたいのです。アメリカが現在日本に濃縮ウランを貸与しようという考へ方が、日本の三原則の、第二といひますか、第三といひますか、もう一つの原則、つまり日本に事實的な原子力研究というものの発達を望ましい考へ方と矛盾するのではないかと思へます一つの理由として、これはやはり現在アメリカの原子力委員會の委員の一人でありまして、か、マレーイ君の言われた言葉として引用されております。スエーデンが自立的に原子炉を作つたということ、アメリカ外交の非常な失敗だということを書いておられるのです。そうすれば、アメリカが今濃縮ウランを貸与しようとする考へ方の中には、その國、

すなわちわれわれの場合には日本です。日本に自立的な原子研究が成長するということと矛盾する考えがあるのじゃないかと思いますが、どうなんですか。

○参考人(藤岡由夫君) 私は、マレーイ委員の言葉というのは、新聞で見ましたけれども、やはりアメリカが、どういう意見がアメリカ側にあるうとも、日本はやはり日本の立場でものを考えればよろしいので、現在私どもの濃縮ウラン受け入れというものは、適当な条件のもとにおいて望ましいと言っておりますけれども、これはやはり技術の進歩、そういう点を考えまして、非常に遅れております場合には、ある程度のもを入れたらいいことは、これは当然やらなければならぬことと思っております。ただやり方を日本としての立場の上に立って受け入れるということについては、必ずしも外国の技術を何も受け入れないという事ではないと思っております。

○羽仁五郎君 今のスエーデンの場合なども、十分学術会議で、あなたの委員会において御研究のことだと思っておりますが、先ほどのお話の中にも、濃縮ウランによらないで、天然ウランによる研究というふうなこともあるのですが、学術会議を代表せられておられるあなたの考えでは、今さっきお話になりましたような、外務省の交渉の態度というふうなものを考慮に入れられて、現在進められている濃縮ウラン貸与の交渉というものが、学術会議が決定せられておる原子力研究について最も望ましい方向というものと矛盾なくいくというふうにお考えでしょうか、どう

でしょうか。

○参考人(藤岡由夫君) 今外務省の進められておりますことについての意見という存じますは、私ちょっと差し控えた

○羽仁五郎君 最後に伺っておきたいのですが、日本が現在原子力の研究をやつていくには、単に濃縮ウランの貸与を受け、あるいは原子炉を買うなりなんなりするということだけでは足りないものではないのじゃないか。いろいろな方面の研究とバランスがとれていく必要があるけれども、所期の目的を達することができないのじゃないかというように考えますが、あなたがこの原子力問題の委員長として、そういう問題にも、きつと御討議があつたことだと思つていますが、現在日本が原子力、濃縮ウラン受け入れに關係して、他のいろいろな学問の研究及び技術の研究について十分のことができていくというふうに御覧になっておられるでしょうか。それとも、他の方面においては、はなはだ不十分だということはお考えになっておられますか。予算の面その他バランスの面で、これがバランスのとれた措置であるかどうかという点について、もし御意見があれば伺いたい。

○参考人(藤岡由夫君) バランスが十分にたれておるかどうかということ、は、なかなか問題がちよつとむずかしいのでございますが、私は、一般的に申しまして、原子力のみならず日本の科学技術にはもつと力が注がれることが望ましい、そう考えております。

○羽仁五郎君 しかし予算の面で見ますと、すでに原子力関係で二億五千万ですか、そういうものの繰り越しを入

れて今年には四億というふうな予算がとられていますが、私はおそろく、この濃縮ウランを買い、また原子炉を買いとか、そういうような方向にそれだけの金を使つていくこと、それから他の学問技術の關係において政府が現在予算に組もうとしておることは、おそろくバランスを失つておるのじゃないか。従つて政府が現在アメリカの申し入れを受け入れて、日本における原子力研究を促進しようと言つておることは、その実体において全く意味をなさぬ。つまり他の方面の学問、科学技術の研究は予算上の措置を全然しない。ただ濃縮ウラン受け入れにだけ予算上の措置を考へるということ、はどうも私は、現在政府のやつておることとが原子力平和利用に關する日本の学問技術の発達というのを目的としておることは考えられない。これはまた世論が心配してゐる点でもあるのじゃないか。従つて、これが単に一部の資本家の利益、従つて學者の學問研究などを犠牲にするような利益あるいは場合によつてはそれが軍事的な利用の一つの踏石というものになつておるのじゃないか。科学全体の進歩というもののためになされてゐるのじゃないのじゃないかという心配が、國民の間に多いのではないかと思つておるが、そういう点については学術會議においての御議論があつたらうと思つておるが、どう

○参考人(藤岡由夫君) 私はその点につきましては、特に学術會議の議論を結論的に申すわけではございません。従つて私の個人的意見になるかも知れませんが、ただいま二億、三億という金が、ほかの學問に關係する金に比べて

てバランスを失つて多過ぎるという御意見であると思存するのでございます。が、私は原子力の開發の問題は學問の問題だけとは考えません。常にどここの国でも、これは工業的な利用、さしあ

つて發電の問題などは大きく取り上げられますが、その他そういう非常に目的を持った問題でございまして、わが國の將來の産業經濟、そういうものが全部これにかかつてくる問題で、單なる純粹の學問上の問題ではないと考へます。そこで原子力に關することの開發が、今、日本でこゝで始められ

○委員長(石黒忠篤君) それでは本件に關する調査はこの程度にとどめたいと思存しますが、御異議はございせんか。

○岡田宗司君 ちょっとその点について外務省側に一言……。

○委員長(石黒忠篤君) それはあとから一つ……。それでは御異議ないものと認めます。

藤岡博士にはまことに御苦勞でした。ありがとうございます。(拍手)

もないと思ひますがいかがでございしょう。(笑聲)

○羽生三三君 いや、それでよろしうございませう。

○委員長(石黒忠篤君) 次に過剩農産物の輸入につきましての提案理由……(笑聲)正式の名前はあとで申し上げますが、非常に長い……(まさにとその通りだ、それが本質を現わしている)と呼ぶ者あり)これに關しまして外務政務次官から提案の理由の御説明を願ひます。

○政府委員(岡田直君) ただいま議題となりました農産物に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

昨年七月米國議會において成立した一九五四年の農産物貿易の促進及び援助に關する法律により、昨年三月に日米間で署名した農産物の購入に關する協定に基いて行なつたと同様の米國の余剩農産物の円による購入を行うことができるほか、その贈与を受けることができないこととなりまして、政府といたしまして、わが國の食糧等の需給計画上、同國の余剩農産物を購

入することが適當であること、わが国における給食その他による児童の福祉計画を拡大するため余剰農産物の贈与を受けることが望ましいこと及び購入の結果生ずる資金の利用によりわが国の経済に少なからざる利益をもたらされるべきことを考慮して、そのための協定の締結につき、昨春秋以来ワシントンで具体的交渉を行なつて参りましたところ、本年五月両国政府間で意見の一致を見るに至りました。よつて、五月三十一日、本大臣と在京米国大使との間においてこの協定の署名を了した次第であります。

この協定により、わが国は、八千五百万ドルまでの米国の余剰農産物を門をもつて購入するほか、現物贈与の形で千五百万ドルまでの余剰農産物の贈与を受け、さらに八千五百万ドルの購入によつて積み立てられる資金のうちドルに交換された七割を、電源開発、農業開発及び生産性向上のための借款として受け入れることとなります。また、積立資金の残余の三割は、わが国における駐留軍米軍の軍人軍属用宿舎、城外調達、教育交換計画等に対する経費として米国が日本国内で使用するることとなっております。このようにして、この協定の実施がわが国にもたらす利益は、本来外貨による輸入を必要とすべき農産物を円で購入することができ、また贈与を受ける農産物によつて現在の児童福祉計画を一段と拡大することができ、さらに農産物の購入代金の七〇％すなわち六千万ドル近く上る額を借款として利用することによつてわが国の経済の発展を促進することができ、各方面にわたり多大のものがあるものと期待されます。

よつて、ここにこの協定の締結について、御承認を求める次第であります。なにとぞ慎重御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことをお願いをいたします。

○委員長(石黒忠篤君) 次に、国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案の理由を聴取いたします。

○政府委員(岡田直君) 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容を説明いたします。

まず提案理由を説明いたします。現行の「国の援助等を必要とする領事官の職務等に関する法律」は、その施行以来一年九箇月となりますが、この間にこの法律を實際に運営してみた結果、次に申し述べますように、この法律の一部を改正することを適當と考へる次第であります。

一 現行法律第三条により帰国費を貸し付ける場合には、帰国者の在留地から本邦までの船車賃並びに途中の生活費及び医療費を貸し付けることがありますが、法律第二条に基き船長に対する送還命令により帰国者を送還する場合には、乗船地までの船車賃並びに生活費及び医療費を貸し付けることができない現状なので、このような場合にも帰国者が乗船するまでの諸費用は、これを貸し付けることが適當と考えられます。二 領事官は、もととその管轄区域内の行政事務についてのみ職務を行うことになっていて、領事官の管轄区域外の地に帰国を援助する必要がある者がいる場合には、現行法律では帰国を援助することができないのであります。しかし、このような場合にも、もよりの領事官が帰国を援助することが適當と考えられます。三 夫婦は、民法第七百五十二条により互いに協力し扶助しなければならぬが、また同七百六十条により婚姻から生ずる費用を分担する等の趣旨にもかかわらず、どちらか一方が、国の援助等を受けて帰国した場合、他方が、一方が返済能力があれば、一方が借りた帰国費等を他方が国や船会社に対し返済するのが妥當と認められますので、帰国費等の償還義務者として新たに配偶者を加へるのが適當と考えられます。以上三項目の理由により、この際この法律を改正するのが適當と考えられますので、これらの改正を主眼とした今次の改正法律案をここに提出する次第であります。

以上がこの本法律案の提案理由であります。次に本法律案の内容の説明をいたします。まず第二条に第二、第三及び第四の三項を追加し、乗船するまでの必要の旅費、すなわち乗船地行旅費を貸し付け得ること、貸付の場合の手續規定及び乗船地行旅費の定義を掲げました。この定義中には、領事官の管轄区域外から乗船地までの旅費も貸し付け得ることに配慮されてあります。次に第三条を改正しまして、領事官の管轄区域の内外を問はずいづれの地にある者に対しても帰国費を貸し付け得るよう措置しました。

次に第五条を改正しましたが、これは乗船地行旅費の五字を加えるとともに、条文の表現を整理しただけで、文意は変わっておりません。最後に第六条及び第七条の改正であります。これは乗船地行旅費、帰国費等の新たな償還義務者としての配偶者の三字及び乗船地行旅費の五字を当該条項中必要な箇所に差し入れたものであります。

以上をもちまして本法律案の提案理由及び内容の説明を終ります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御採択あらんことをお願いいたします。

○委員長(石黒忠篤君) 本案は衆議院の外務委員会が本日上ったものであります。そこで引き続いて本案について質疑のおありの方は順次御発言を願いたいと存じます。(きようは疲れました、明日開いたらどうですか)と呼ぶ者あり)

じゃ本日は本案についてはこの程度にします。

○委員長(石黒忠篤君) 次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。本件につきましては、提案理由の説明はすでに済んでおります。質疑のおありの方は順次御発言を願います。(これも一つ次の委員会です……)と呼ぶ者あり) そういたしますと、本日はこの程度にいたして、本日の委員会はこれにて散会をいたします。

六月九日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は五月十七日)
一、千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件
六月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
六月十一日本委員会に左の案件を付託された。
一、千葉県木更津航空基地拡張反対に関する請願(第七二二号)
第七二二号 昭和三十年六月三日受理
千葉県木更津航空基地拡張反対に関する請願
請願者 千葉県木更津市長 浜名儀三外一万七千二百九名
紹介議員 伊能繁太郎君 川口爲之助君
今回米駐留軍使用の木更津航空基地滑走路拡張のため、木更津市江川地区に安全地帯設置に伴う地役権の要求があ

り、また木更津地先海面埋立並びに地役権設定について通知を受け、かつこれについて協力方要請されたが、このことについては、度々陳情を続けているとおり、関係四千余の農漁民は耕地と漁場を奪われ、生活の基礎を根底から失い、路頭に迷う悲惨な事態を想像し、心痛の余り生産にも手が就かない現状であるから、関係当局においては右事情賢察の上、これを実施されないよう善処せられたいとの請願。

昭和三十年六月十六日印刷

昭和三十年六月十七日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局